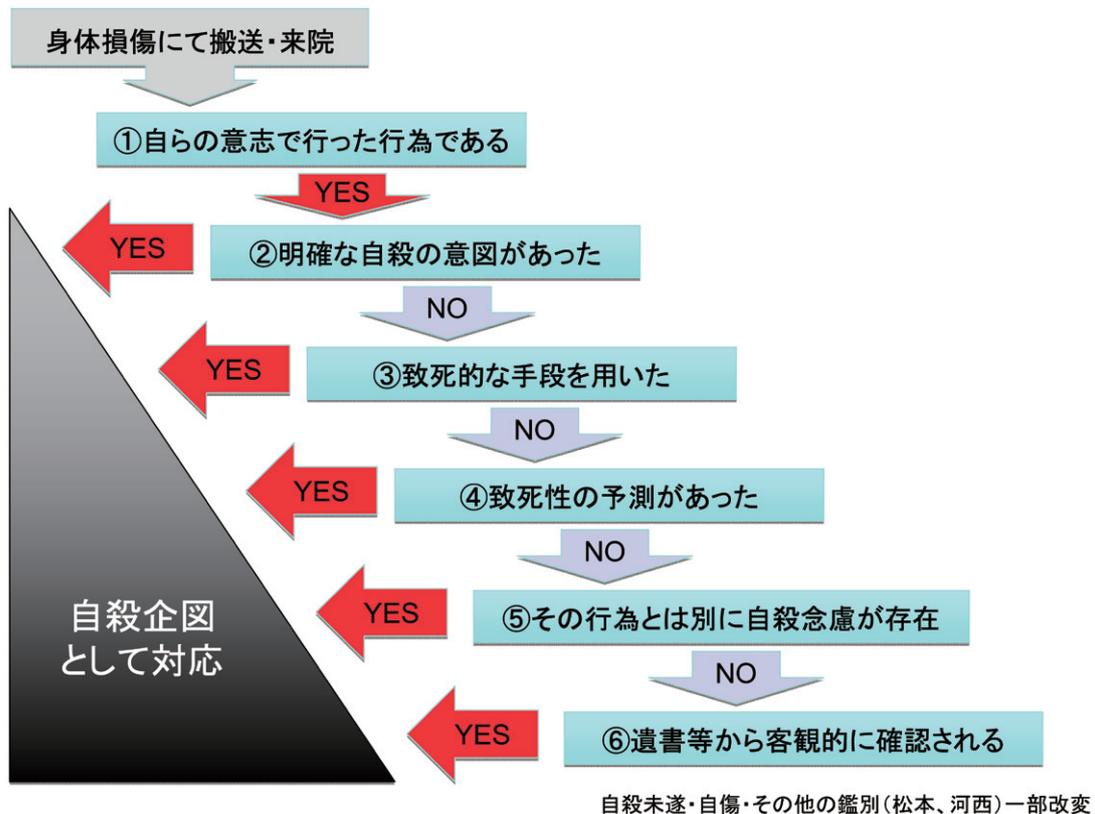


### iii) 自殺企図の有無の確認

今回の受診が自殺企図であることを、できる限り正確に確認する必要がある。



#### 自殺企図の有無の確認

犯罪被害、薬物酩酊、身体疾患等を否定するために、自殺企図であったか否かの確認が必要である。以下の点から判断する。

①自らの意志で行った行為であるか？

他人から無理にその行為を強制されたなどであれば、否定的である。

②明確な自殺の意図があったか？

「症状が改善しないので、薬を多く飲んで治そうと思った」などであれば、否定的である。

③致命的な手段を用いたか？

「コーヒーを500cc飲んだ」など、客観的に死ぬ可能性のない手段であれば、否定的である。

④致死性の予測があったか？

「気持ちが楽になる程度の量の薬を飲んだ」などという場合は、否定的である。

⑤その行為とは別に自殺念慮が存在するか？

「落した物を拾おうとして道路に飛び出した」というような場合は、否定的である。

⑥遺書等から客観的に確認されるか？